遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会について

1 遠軽町まちづくり自治基本条例とは

遠軽町のまちづくりの基本理念を明らかにし、町民、議会及び町の役割と責務、町政運営の基本原則、町民の町政への参画並びに協働のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例です。平成 19 年に制定され、平成 26 年 3 月及び平成 30 年 3 月に一部改正が行われています。

平成 26 年の改正に伴い、4 年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が ①社会経済情勢等の変化に対応し、②所期の目的を達成できているかを総合的 に検討するための機関(遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会)を設置する ことを定めており(43条1項)、委員会での検討の結果、見直しが必要な場合 は、改正を含めて適正な措置を講じることとされています(同条2項)。

2 委員会の役割

次の事項について、調査、検討及び審議を行います。

- (1) 条例の運用に関すること
- (2) 条例の見直しに関すること
- (3) その他条例の推進に関すること

3 委員会の構成

- (1)人数 12名以内
- (2) 構成 ア 公募による町民
 - イ 町内の産業団体等から推薦を受けた者

4 委員の身分

- (1) 遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例に基づき町長が委嘱します。
- (2) 身分は、非常勤特別職公務員となります。
- (3)会議出席1回につき報酬3,400円、遠方からの出席者については、会場までの交通費相当額を支給します。

5 任期

委嘱の日から町長に具申を行う日まで

6 検討スケジュール

時期	内容	
7月0日(0)	第1回会議	
	• 委嘱状交付	
	• 委員長等選出	
	• 委員会運営に関する説明等	
8月	第2回会議	
	・第2次見直しからの社会経済情勢の変化について	
	• 条例の目的達成について	
	・条例の見直しについて	





見直しが必要な場合			
8月~	11月	改正案の検討	
11月 町長に具申			

見直し不要の場合 9月 具申内容の確認 9月 町長に具申

※改正が必要な場合、3月定例町議会に提出・議決を想定しています。